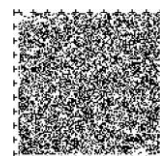
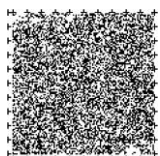


第1章

計画の基本的な考え方





いのちの価値に優劣はない

町田市では、障がいがある人の施策について1998年からずっと「いのちの価値に優劣はない」と考え、市民一人ひとりのいのちの尊さを、等しく輝かせることができるようとりくみをすすめてきました。

町田市の考える「いのち」には、3つの意味がこめられています。

1つ目は、「生命」の意味の「いのち」です

障がいがある人もない人もみな、さすかった命を大切に
また、だいじにされて生きる権利をもっています。

2つ目は、「生活」の意味の「いのち」です

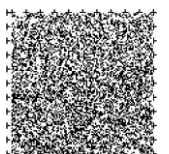
生まれた命は、遊び、学び、働き、仲間とすごし、いろいろな活動に参加します。
地域で暮らしていくその毎日は、生活となり、社会とのかかわりとなります。
生活の主人公は、皆さん一人ひとりです。だれもが自分の意志で
必要な支援を受けながら、日々の生活を選ぶ権利をもっています。

3つ目は、「人生」の意味の「いのち」です

毎日の生活は、成長とともに学校に通ったり、仕事や活動をしたり
時には病気になったり、家庭をつくったり、子どもを育てたり、誰かを支えたり
支えられたりすることで、かけがえのない人生となります。
人生のどのような段階にいても、障がいを理由に制限されることなく
自分の意思で、自分の人生を決める権利をもっています。

これらの「いのち」の尊さは、障がいがある人もない人もみな同じです。

町田市では、市民のだれもがもつこれらの権利を
一番だいじにしてこの計画をつくります。



共生社会の実現に向けて

「いのちの価値に優劣はない」という考えは、わたしたちの社会の中に置き換えると、次のような3つの社会につながっています。これらが実現された「共生社会」※1 を目指していく必要があります。

「生命」の意味
の「いのち」

(1) 差別のない社会

すべての人が障がいについての理解を深め、

○障がいを理由とした差別を受けることなく、一人ひとりにあった合理的な配慮※2 が提供される社会。

○障がいの有無によって分けへだてられることのない社会。

○人格と個性が尊重される社会。

「生活」の意味
の「いのち」

(2) 障壁のない社会

障がいがある人の生活を制限しているものや慣例などの障壁・困難が取りのぞかれ、

○あらゆる活動に参加でき、安心して、豊かな生活がもらえる社会。

○制度・施設・設備・サービス・情報などを利用しやすい社会。

「人生」の意味
の「いのち」

(3) とともに生きられる社会

障がいがある人が人生のさまざまな場面で適切な支援を受けながら、

○誰と、どこでどのように暮らすかを、自ら選ぶことができる社会。

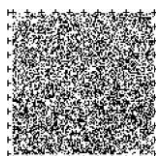
○だれもがともに育ち、学び、暮らすことができる社会。

※1 共生社会

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重しあい、理解しながら生きていく社会のことです。

※2 合理的な配慮

障がいがある人がない人と同等に暮らしたり、学んだり、働いたりといったいろいろな活動をする上で、必要な変更をしたり調整したりすることです。障害者権利条約を批准し、施行された障害者差別解消法では、障がいがある人から社会との間にある障壁を取り除いてほしいという意思の表明があった場合に、合理的な配慮をおこなわないことも差別になるとされ、行政機関にはおこなうことが義務づけられました。東京都でも2018年10月には、差別解消条例が施行され、民間事業者に対しても合理的な配慮の提供が義務づけられています。なお、この計画では、合理的な配慮を、「障がいへの配慮」「適切な配慮や支援」などと表現している場合もあります。



2

基本視点（大切にしている考え方）

町田市は、この計画をつくるにあたって、3つの視点を意識して検討をすすめました。この3つの視点は、計画をつくるだけでなく、さまざまな施策を実施する際にも大切にしていきます。

視点（1）「障がいがある人」のとらえ方をひろげる

「障がいがある人」とは、障害者手帳所持者ではありません。身体、知的、精神の障がいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能の障がいや難病などの人も含みます。障がいや疾病によって生じる障壁や、まわりの人や社会環境との間における障壁によって生活のしづらさをかかえている人ととらえます。

この計画では、「障がいがある人」を支援を受ける対象としてみるだけでなく、自らの意思によって社会に参画する主人公としてとらえます。

視点（2）自分で決めることを大切にする

障がいがある人が、障がいがない人と同じ基本的人権をもつ、かけがえのない個人として尊重され、必要な支援を受けながら、だれもが自分のことは自分で決めることができる、また、自分に関わることを自分抜きで決められることのない社会の実現が大切です。

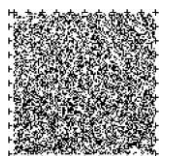
この計画をつくる際も、障がいがある人やその家族が、主体的に関わることができるよう配慮するとともに、その意見を尊重しました。

視点（3）さまざまな障がいや個別の状況に配慮する

障がいがある人といっても状況はさまざまです。

とくに障がいがある女性については、障がいに加えて女性であることによって、さらに困難な状況におかれている場合があります。また、障がいがある子どもには、成人の障がいがある人とは違う支援の必要性があります。

そこで施策の検討・実施にあたっては、性別、年齢、国籍、生活の実態などのほか肢体、聴覚、視覚、知的、精神などの障がい並びに発達障がい、難病、高次脳機能障がいに加えて、それらの障がいをあわせもついわゆる重複障がいなど個別の状況にも十分留意します。



3

基本目標（とりくみの大きな柱）

町田市は、一番だいじな3つの「いのち」の考えと3つの社会の実現に向け、実態調査（※P15 参照）等の結果を踏まえて、この計画期間の大きな目標を次のように定めます。

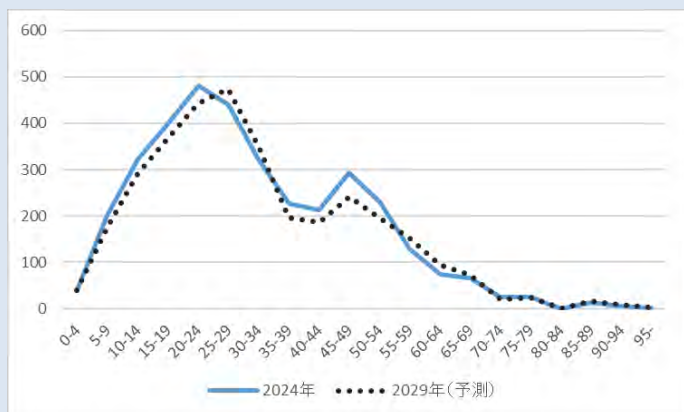
第2章では分野別に、この目標を達成するために重点的にとりくむものを重点施策としてかかげています。

目標1 地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる

障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」などの問題があるなかで、障がいがある人が希望に応じ住み慣れた地域で暮らしつづけられるようにする必要があります。

障がいがある人が心と体を健やかに保ち、安心して地域で暮らしつづけるため、福祉はもとより、保健・医療、情報保障、防災、学び・文化芸術・スポーツなどあらゆる分野で障がいがある人に配慮したとりくみや支援体制の整備をすすめることが重要です。

＜町田市の知的障がい者（愛の手帳所持者）数の推計＞



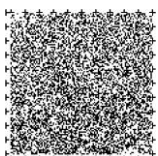
市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。※手帳所持者数はP101-105参照

実態調査では、将来望む生活として「住み慣れた町田市で暮らし続けたい」という声が多く寄せられていました。

＜将来望む生活について（自由記述）＞

住み慣れた町田市で暮らし続けたい（145件）

- 必要な福祉サービスを利用しながら、子どもの頃から住んでいる家のあるこの町で暮らし続けたい。
- できれば、住み慣れた地域で暮らし続けたい。
- 障がい者として特別に扱われる事なく、出来るだけ普通に暮らしたい。
- 今後も、施設ではなく地域で生活していきたい。



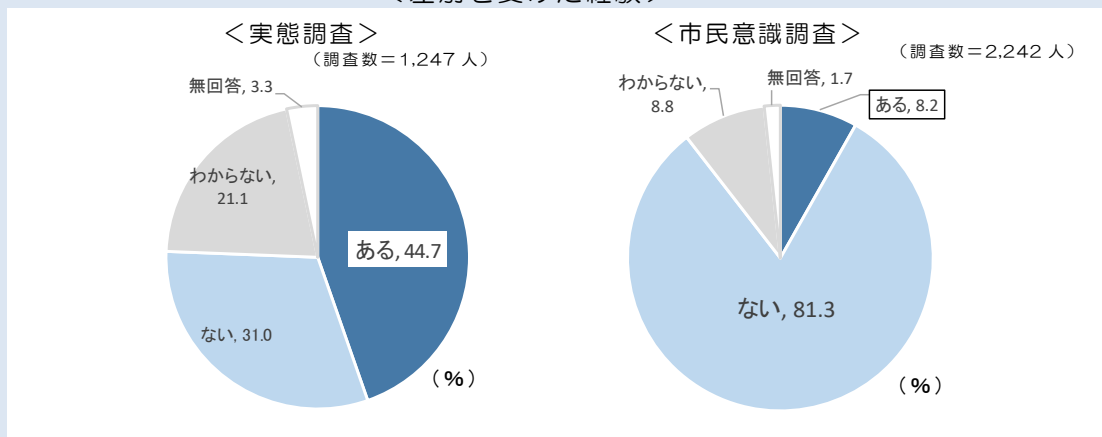
目標 2 障がい理解を促進し、差別をなくす

障がいを理由に異なる扱いを受けたり、合理的な配慮が受けられないといった障がい者差別を感じている人が多くいます。

障がいがある人が、分けへだてなく地域社会で暮らせるようにするために、障がい者差別をなくしていく必要があります。すべての市民や事業者等が、障がいや障がいがある人について理解を深めるとともに、障がい者差別を解消する法律等に基づいて、障がいがある人の権利を擁護していくことが重要です。

実態調査では、障がいがあることを理由に差別を受けた経験があると答えた方が44.7%にのぼっています。一方、市民意識調査※では、日常生活で差別感を感じている方は8.2%にとどまっており、障がいの有・無の違いで、経験や認識に大きな差があることがうきぼりになっています。

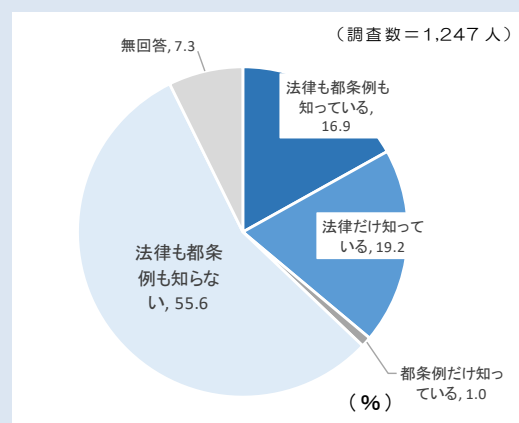
<差別を受けた経験>



※2018年度町田市市民意識調査
(障がいがない人も対象にした調査)

障害者差別解消法や東京都の障害者差別解消条例のことを知らないと答えた人は55.6%にのぼり、法令の認知はすすんでいない現状がうきぼりになっています。

<法令の認知(実態調査)>

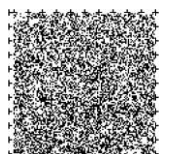


<町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査(実態調査)>

市では2019年度に、「障害福祉サービス等を利用している障がいがある人」「障害福祉サービスを利用していない障がいがある人」「福祉施設入所者」「精神科病院の長期入院者」を対象に、計画策定の基礎資料並びに施策を推進する際の参考とするため、暮らしの状況や生活の困り事などについての調査を実施しました。

※これ以降、この計画で「実態調査」と言う場合はこの調査のことをさします。

実態調査は「町田市ホームページ>トップページ>医療・福祉>障がい者のための福祉>障がい福祉課からのお知らせ>町田市暮らしの状況・生活の困り事に関する調査について」でご覧いただけます。



4

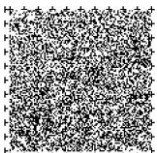
計画の位置づけと期間

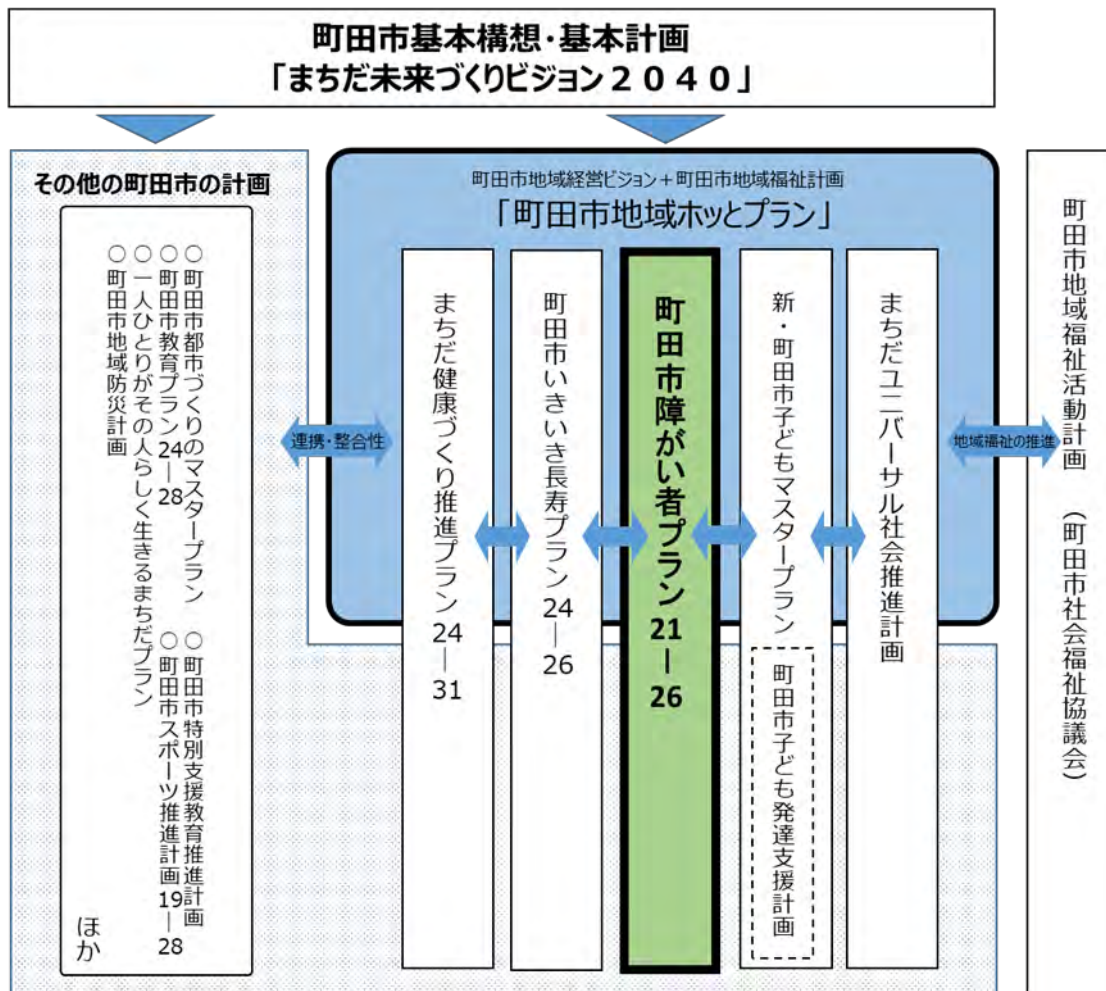
計画の位置づけ

- この計画は、町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン 2040」のもとに位置づく部門計画のひとつで、施策 7-1「一人ひとりの個性を大切にする地域をつくる」と連動しています。
- 「協働による地域社会づくり」と「地域福祉」の推進を目的とした「町田市地域ホッとプラン」の下位計画の1つとして位置づけ、子ども、高齢・介護、保健・医療分野の計画との有機的な関係を特に意識して策定されています。
- この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画（町田市障がい者計画）」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画（町田市障がい福祉事業計画）」を一体的に策定したものであり、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割をもちます。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容	
町田市障がい者計画	・ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	・ 障がいがある人の施策の基本計画	・ 障がいがある人の施策の基本理念や方向性	・ 基本的な方向性を具体化するための施策や事業（実行プラン）
町田市障がい福祉事業計画	・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	・ 障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の提供体制について定める計画（国から指針が示される）	・ 障害者総合支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所など）の見込量や達成目標	

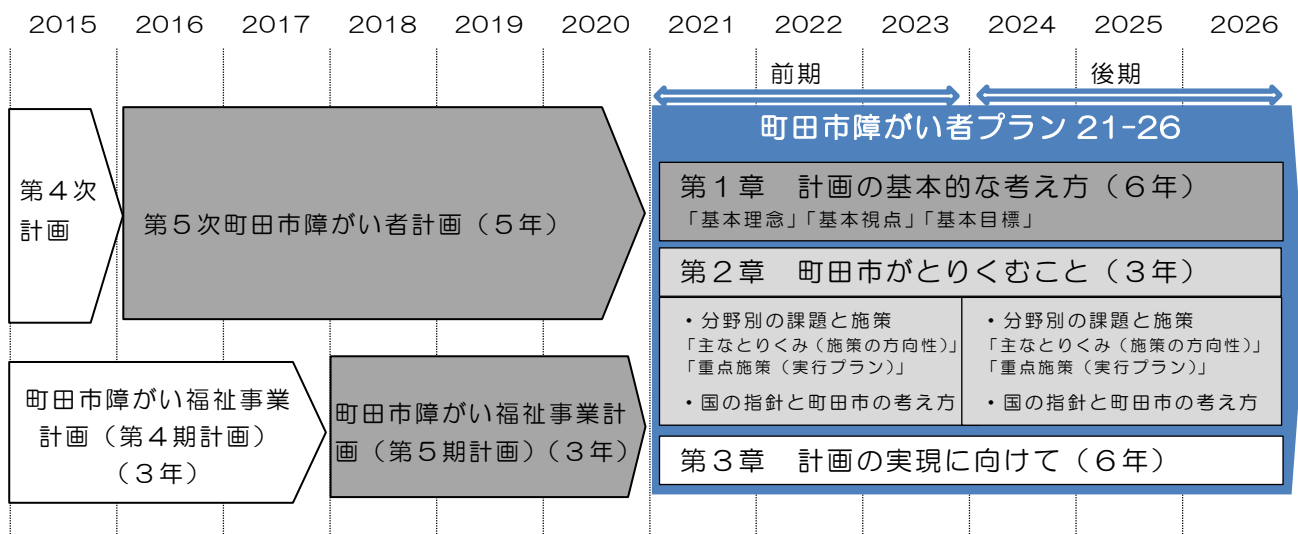
- この計画は、福祉に限らず、学び、文化芸術、スポーツなど障がいがある人のくらし全般に関わる計画であることから、全庁的な視点を持ち他の部門計画との整合をはかって推進していきます。
- なお、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、「町田市子ども発達支援計画」として策定されています。



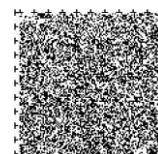


計画の期間

- 計画期間は2021年度から2026年度の6年間です。2021年度から2023年度までの3年間を前期、2024年度から2026年度までの3年間を後期としています。



- なお、国の動向や社会情勢が変化した場合、計画期間中であっても必要な見直しをおこないます。



5

施策の体系（とりくみの全体像）

基本理念

基本目標

施策分野

いのちの価値に優劣はない

1
地域での暮らしを
生涯にわたって
支える仕組みを
つくる

2
障がい理解を
促進し、差別を
なくす

1 学び、文化芸術、
スポーツ活動のこと



2 暮らすこと



3 日中活動・働くこと



4 相談すること



5 家庭を築くこと・
家族を支えること



6 保健・医療のこと



7 情報アクセシビリティ
のこと



8 生活環境と安全・
安心のこと



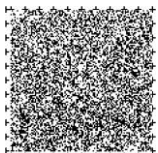
9 差別をなくすこと・
権利を守ること



10 行政サービスのこと



11 理解・協働のこと



重点施策（実行プラン）

前 期（2021～2023 年度）	後 期（2024～2026 年度）
-------------------	-------------------

【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	【重点 1】小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催
【重点 2】障がいがある人の学習成果を発表する場の充実	【重点 2】障がいがある人の生涯学習機会の充実
【重点 3】地域生活支援拠点等有する機能の充実	【重点 3】地域生活支援拠点等有する機能の充実
【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携	【重点 4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携
【重点 5】重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方の検討	【重点 5】グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施
【重点 6】既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策の実施	【重点 6】重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定
【重点 7】障がいがある人の就労に関する実態調査	【重点 7】障がい者雇用の促進に関するとりくみ
【重点 8】障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議	【重点 8】（仮称）ワークサポートルームの設置と雇用の拡大
【重点 9】相談支援体制の強化	【重点 9】相談支援体制の強化
【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援	【重点 10】課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援
【重点 11】短期入所事業所の基盤整備	【重点 11】短期入所事業所の基盤整備
【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知	【重点 12】医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知
【重点 13】手話通訳の普及促進	【重点 13】聴覚障がいの理解及び手話の普及促進
【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー化推進事業	【重点 14】市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
【重点 15】サービス・支援機関等の情報提供事業	
【重点 16】避難体制の充実	【重点 15】避難体制の充実
【重点 17】障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定	【重点 16】障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備
【重点 18】行政窓口における意思疎通の環境整備	【重点 17】行政窓口における意思疎通の環境整備
【重点 19】理解促進研修・啓発事業	
【重点 20】支援人材対策事業	【重点 18】障がい福祉人材の確保方策

重点施策 1 → P26

重点施策 2 → P27

重点施策 3 → P33

重点施策 4 → P34

重点施策 5 → P35

重点施策 6 → P42

重点施策 7 → P43

重点施策 8 → P44

重点施策 9 → P50

重点施策 10 → P51

重点施策 11 → P56

重点施策 12 → P60

重点施策 13 → P63

重点施策 14 → P64

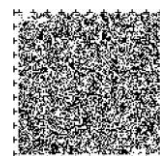
重点施策 15 → P69

重点施策 16 → P74

重点施策 17 → P77

重点施策 18

→ P80



「SDGs」は国際社会が共通の目標としている「持続可能な開発目標」の略称です。

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなり、さまざまな不平等や格差をなくすための目標（目標1 貧困をなくそう、目標2 飢餓をゼロに）、すべての人への健康と福祉、教育を提供するための目標（目標3 すべての人に健康と福祉を、目標4 質の高い教育をみんなになど）、暴力や虐待からあらゆる人を守るための目標（目標16 平和と公正をすべての人になど）、将来の子どもたちに豊かな自然を残すための目標（目標14 海の豊かさを守ろう、目標15 陸の豊かさも守ろうなど）など、私たちにも深く関連する目標がかかげられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画は、SDGsの目標のうち特に、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8つのゴールとのかかわりが深く、これらの目標への貢献も意識し推進していきます。

